

## 第3章 計画の基本方針

### 3-1 基本理念

本市の緑に関する課題の解決に向け、市民、事業者、行政のパートナーシップのもと今ある豊かな緑を市民共有の財産として守るとともに、新たに魅力的な緑と花があふれるまちの創出に努め、わたしたちの住む「青森」という名称を大切にしながら、将来にわたって緑を育てていくことを表すため、基本理念を“わたしたちのつくる 緑あふれる 青い森”と定めます。

#### 【基本理念】

“わたしたちのつくる 緑あふれる 青い森”

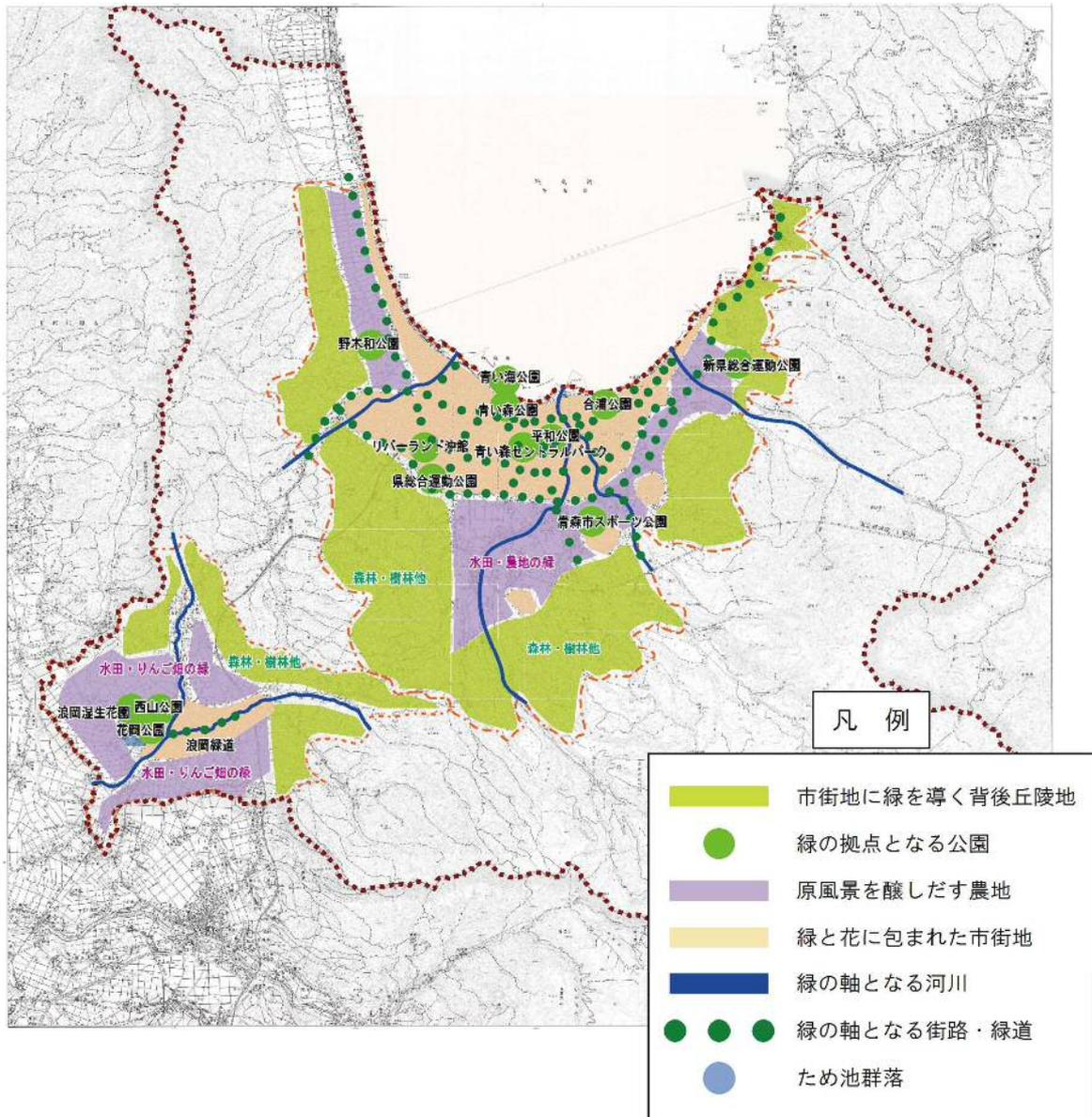


〈モヤヒルズ上空から市街地を望む〉

### 3-2 緑の将来像

緑の将来像(緑のあるべき姿)として、先人たちが守り育ててきた貴重な財産であり、青森の美味しい水の源となっている背後丘陵地と、市街地を流れる河川や公園、緑地、社寺林等の緑とのきめ細かなネットワークの形成を図ります。

この緑と花に包まれた都市の実現は、基本理念を掲げ市民と事業者の手で支え、行政とのパートナーシップによって進めていくことにより可能となります。



### 3-3 基本方針

#### (1) 緑の基本方針の方向性

本市には、市街地を取り囲む丘陵地、多くの河川、田園、リンゴ畑が広がっています。これらの自然は本市の骨格を形成するとともに、私たちの暮らしに様々な恩恵をもたらしています。そして、市街地には市民の憩いの場としての合浦公園、平和公園、青い森公園、青い森セントラルパーク、浪岡緑道、西山公園等、拠点となる緑が点在しています。本計画では、背後丘陵地等の自然を緑の骨格、主要な公園を緑の拠点、街路樹や緑道を緑の軸線として位置づけます。

これらの緑を核として、私たちの日常に密着した誰もが安心して快適に暮らすことのできる身近な緑の保全、緑の空白地区の解消、住宅地、商業地等での緑の普及、緑の連続性（つながり）の確保に努め、環境問題の軽減や次世代につなぐ緑と花があふれるまちなみの実現を目指します。そのためには、市民、事業者、行政とのパートナーシップによる緑地の保全及び緑化の推進が不可欠であり、以下の基本方針のもと実現を目指します。

#### (2) 基本方針

本計画における上位計画及び緑の現状や課題に基づき、基本理念の実現を図るため、計画の基本方針を“緑をまもる、緑をふやす、緑をつなぐ、緑とくらす、緑をひろめる”と定めます。

##### 【基本方針】

**“ 緑をまもる、緑をふやす、  
緑をつなぐ、緑とくらす、緑をひろめる ”**



〈青森市を代表する都市公園 合浦公園〉

### 緑をまもる <緑の保全>

市街地を取り囲む山並みを形成する丘陵地や、古くから生活に身近だった里山の緑の保全に努めます。さらに、日常的にふれ合える自然としての水田やリンゴ畑、森林、ため池等、緑地資源の保全に努めます。

### 緑をふやす <緑の創出>

公園、緑地、民有地や公共施設等の緑、街路樹の緑の質の向上を図り、魅力的な緑の創出に努めます。景観面のみならず、火災の延焼や輻射熱から市民を守るため、市街地での緑の創出に努めるとともに、緑化推進に関する技術の情報提供の充実を図ります。また、市民、事業者、行政のパートナーシップのもと緑と花を育む適切な維持管理を推進します。

### 緑をつなぐ <緑の連続性>

緑の拠点となる大きな公園及びその周辺に点在する小さな公園と、自然を市街地に美しく導く緑の軸線としての河川や道路をつなぎ、地域資源や公園緑地施設を活用した効果的な緑の連続性を確保します。

### 緑とくらす <緑のある生活>

豊かで潤いのある暮らしができるよう、緑と花に囲まれた生活景観（暮らしの中の緑）の形成に努めます。また、緑資源の再利用促進や、緑と花に関する学習の推進等に努めます。

### 緑をひろめる <緑の普及>

市民、事業者、行政のパートナーシップのもと、お互いの役割と責任を理解した上で、知恵を出し合い、協力し合って、全市民が共有する緑と花にあふれるまちなみづくりに努めるとともに、パートナーシップに携わる人材の育成に努めます。また、緑化意識の高揚を図る取り組みを推進します。